（中小企業信用保険法第2条第5項）

セーフティネット保証に関する認定　　4号

杉並区では自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、以下の条件で中小企業信用保険法第２条第５項第４号に基づく認定を実施しています。認定により、信用保証協会の別枠保証等特例措置が適用されます。

◆認定の対象となる方

１　杉並区内の中小企業者であること

・法人の場合：杉並区内に本店登記があること（原則として区内に事業所があること）

・個人の場合：杉並区内に事業所があること

２　次の事由に該当すること

①指定地域において１年間以上継続して事業を行っていること

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という）が前年（※）の同月に比して２０%以上減少しており、かつ、その後２カ月を含む３カ月間の売上高等が前年（※）同期に比して２０%以上減少することが見込まれること

◆認定申請に必要な書類

□	１　**認定申請書、売上高等確認表**（区指定の書式）	提出
□	２　**上記「１」で記載した売上高や売上見込み額等が確認できる資料** 月別試算表／月別合計残高試算表／月別損益計算書等　名称は問いませんが、客観的に乏しい資料（月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者の管理資料であることが確認できないものなど）では認定できませんのでご注意ください。	提出
□	３　**最新の確定申告書（控）と決算書のコピー** ＜法人＞ア 確定申告書（１）別表一（確定申告書の１ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書　（１）貸借対照表　（２）損益計算書　（３）株主資本等変動計算書 （４）製造原価明細表（５）販売費一般管理費明細表 ＜個人＞ア 確定申告書（１）第一表（確定申告書の１ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書　青色申告の方→　青色申告決算書の損益計算書（１ページ目）と 貸借対照表（４ページ目） 白色申告の方→　収支内訳書（１，２ページ目）	提出
□	４　**履歴事項全部証明書のコピー**（３か月以内に発行されたもの）※法人のみ ※個人事業者は事業所の所在地が確認できる書類（確定申告書の写しで事業所所在地が確認できれば不要）	提出
□	５　**許認可・登録・届出の必要な業種にあっては、そのコピー・受理証明書**など	提出

●申請書類は産業振興センター就労・経営支援係の窓口にあります。杉並区のホームページからもダウンロードできます。

【認定窓口・問合せ先】杉並区産業振興センター就労・経営支援係　TEL ５３４７－９１８２

〒167-0043　杉並区上荻１－２－１　Ｄａｉｗａ荻窪タワー２階